国別障害関連情報
アンゴラ共和国

令和８年８月
（2026 年８月）

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング

人間
JR
26-072

本調査は、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」という。）が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は 2025 年 12 月から 2026 年 8 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と当該国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

国別障害関連情報
アンゴラ共和国
目次

1.　基礎指標 1
　1－1. 基礎指標 1
　1－2. 障害の定義と統計 2
2.　障害関連政策 6
　2－1. 障害関連行政制度 6
　2－2. 障害関連法令・政策文書 8
　2－3. 障害関連施策 14
3.　国際条約及び国際協力等の実績 23
　3－1. CRPD 批准による対応状況 23
　3－2. マラケシュ条約実施状況 23
　3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組 23
　3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組 23
　3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績） 25
4. 障害関連団体の活動概況 27
　4－1. 障害当事者団体の活動概要 27
　4－2. 障害者支援団体の活動概要 28
5. 障害者が直面する障壁・ニーズ 29
　5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ 29
　5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ 30
　5－3. 就労に関する障壁・ニーズ 30
　5－4. 移動に関する障壁・ニーズ 30
　5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ 30
　5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ 30
6. 参考資料 32

図表目次

図 1　機能障害別の障害者の割合（18 歳以上）（2023-2024）**エラー! ブックマークが定義されていません。**
図 2　機能障害別の障害者の割合（5 歳以上）（2024）.....4
図 3　少なくとも一つ以上の機能障害がある人の年齢層別割合（18 歳以上、2023-2024）.....4
図 4　少なくとも一つ以上の機能障害がある人の性別割合（18 歳以上、2023-2024）.....5
図 5　居住地域別・性別の障害者の割合（18 歳以上、2023-2024）.....5

表 1 アンゴラの障害関連担当機関.....6

略語表

ARPAL	Association for the Reintegration of People Affected by Leprosy	ハンセン病のある人の再統合協会
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女子差別撤廃条約
CRC	Convention on the Rights of the Child	子どもの権利条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者権利条約
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
IIMS	Inquérito de Indicadores Múltiplos e de Saúde	多指標保健調査
INEE	Instituto Nacional de Educação Especial	国立特別教育研究所
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
LARDEF	Liga de Apoio à Integração dos Deficientes	障害者統合支援連盟
MASFAMU	Ministério da Acção Social, Família e Promoção da Mulher	社会活動・家族・女性の地位向上省
OPD	Organizations of Persons with Disabilities	障害者団体
PLANIAPED	Plano de Inclusão e Apoio às Pessoas com Deficiência	障害者の包摂と支援計画
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SRH	Sexual and Reproductive Health	性と生殖に関する健康
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金

1. 基礎指標

1－1. 基礎指標[1]

一人当たり国内総生産[2]	2,665.9 米ドル	2024 年

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	2.93 %	2022 年
教育（対 GDP 比）	2.5 %	2023 年
社会福祉（対 GDP 比）[3]	1.4 %	2019 年

人口

総人口	37,885,849 人	2024 年
男性人口比率	49.5 %	
女性人口比率	50.5 %	
都市人口比率	70.7 %	
農村人口比率	29.3 %	
平均余命（全体）	64.6 歳	2023 年
男性	62.1 歳	
女性	67.1 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	22.5 %	2023 年
乳児死亡率（1000 人当たり）	38.3 人	2023 年

教育

教育制度[4]		
初等教育年数	6 年	
義務教育年数	10 年	
成人識字率（全体）	66.2 %	2015 年
男性	83.7 %	
女性	51.9 %	

[1] 世界銀行（https://data.worldbank.org/indicator（参照 2026-1-17））に基づく。
[2] Gross Domestic Product。以下、「GDP」という。
[3] 国際労働機関（International Labour Organization。以下、「ILO」という。）（https://www.ilo.org/sites/default/files/2024-09/WSPR_2024_EN_WEB_1.pdf (参照 2026-1-17)）に基づく。
[4] アンゴラの教育制度は、初等教育（6 年間）、前期中等（3 年間）、後期中等（3 年間）、大学（6 年間）。6 歳から就学する。義務教育は 5 歳児クラス、初等教育及び前期中等の 10 年間となる。国連教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO）Country Profiles “Angola” https://download.uis.unesco.org/SDG4/SDG4-Profile-Angola.pdf (参照 2026-5-27)に基づく。

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	86.7 %	2023 年
男子	86.3 %	
女子	87.0 %	
中等教育（総就学率）		
全体	51.4 %	2023 年
男子	54.8 %	
女子	48.1 %	
高等教育（総就学率）		
全体	9.9 %	2024 年
男子	10.0 %	
女子	9.8 %	

雇用

失業率（全体）	14.4 %	2024 年
男性	14.3 %	
女性	14.6 %	

1－2. 障害の定義と統計

1－2－1. 障害の定義

アンゴラ共和国（以下、「アンゴラ」と記す。）では、2012 年に制定された障害者法で障害の定義が定められている。同法第 20 条において、障害者は以下のように定義されている。

「障害者とは、先天性か後天性かを問わず、心理的、知的、生理的、解剖学的機能または身体構造の喪失または異常を理由として、環境要因と相まって活動を制限または阻害し、他の者と平等に参加できないような、以下の人々を含む特定の困難を抱えるすべての人々を指す。

身体障害者（Persons with motor disability）:

先天性または後天性の身体構造及び機能の変化により、60%以上の機能障害が永続的に残り、下肢の運動障害の場合は他者の介助または義肢、車いす、松葉杖などの支援機器なしには社会生活における移動が著しく制限され、上肢の運動障害の場合は国内公共交通機関へのアクセスまたは利用が著しく困難であるすべての者。

重度の重複障害者:

前項に規定する状況に加えて、一つ以上の障害があり、その結果、90%以上の障害の程度となり、他者の介助または支援機器なしには社会生活における移動が著しく制限され、または従来の公共交通機関へのアクセス及び利用が著しく困難であり、かつ自動車を運転できないことが明白なすべての者。

車いすを使用する障害者:

60%以上の永続的な運動障害またはその他の障害があり、車いすを使用してのみ移動できる者。

視覚障害者:

視力の 95%に影響を及ぼす恒久的な障害がある者。」

1－2－2. 障害に関する統計

2024 年に実施された国勢調査では障害に関する項目があり、障害統計に関するワシントン・グループ短縮質問紙セットが使用されている[5]。また、同調査ではアルビニズムのある人の人数（59 万 9,028 人、男性 30 万 1,602 人、女性 29 万 7,426 人）も記載されている。

さらに、2023 年～2024 年にかけて世界銀行を始めとする複数のドナーの支援で実施された多指標保健調査（Inquérito de Indicadores Múltiplos e de Saúde。以下、「IIMS」という。）においても、同質問紙セットが使用されている[6]。

1－2－3. その他統計

障害者数（全体）[7]	656,258 人	全人口の 2.5 %	2014 年
男性	365,858 人		
女性	290,400 人		

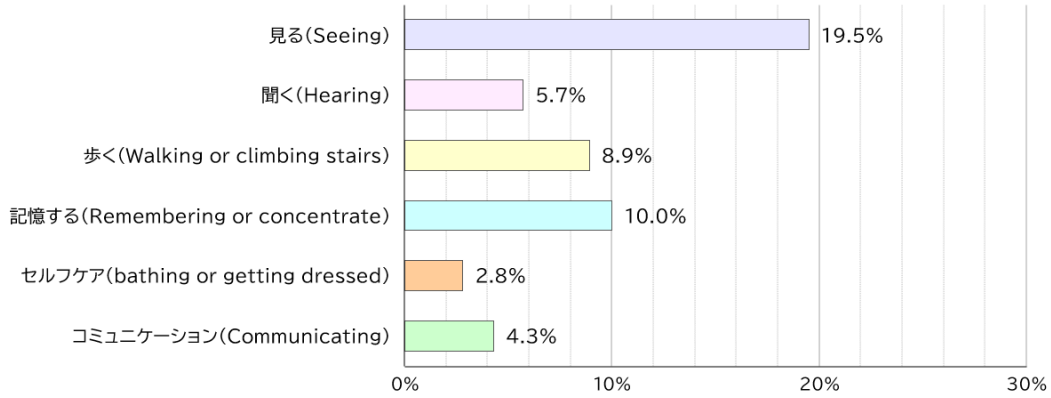


図 1　機能障害別の障害者の割合（18 歳以上）（2023-2024）

最も高いのは「見る：19.5%」であり、最も低いのは「入浴または服を着る」で 2.8%。その他「聞く：5.7%」「交流する：4.3%」「記憶する、または集中する：10.0%」「歩くまたは階段を昇る：8.9%」となっている。

出所：IIMS（2025）を基に調査チームが作成

[5] Instituto Nacional de Estatística (INE) (2025) *Resultados Definitivos do Recenseamento Geral da População e Habitação 2024*, https://censo2024.ine.gov.ao/reports.html（参照 2026-1-15）

[6] Instituto Nacional de Estatística (INE), Ministério da Saúde (MINSA), Ministério do Planeamento (MINPLAN) e ICF (2025) *Inquérito de Indicadores Múltiplos e de Saúde em Angola, 2023–2024*. Luanda, Angola: INE https://www.ine.gov.ao/Arquivos/arquivosCarregados//Carregados/Publicacao_638487571879652908.pdf（参照 2026-1-15）

[7] アンゴラ政府が公表している最新の障害者数。出所：Government of Angola (2017) *CRPD initial State Party's Report submitted by Angola* 国勢調査（2024）や IIMS（2023-2024）では障害者の割合のみ公表されている。国勢調査によると障害者（5 歳以上）の割合は 3.4%。IIMS では障害者（18 歳以上）の割合は 38%。

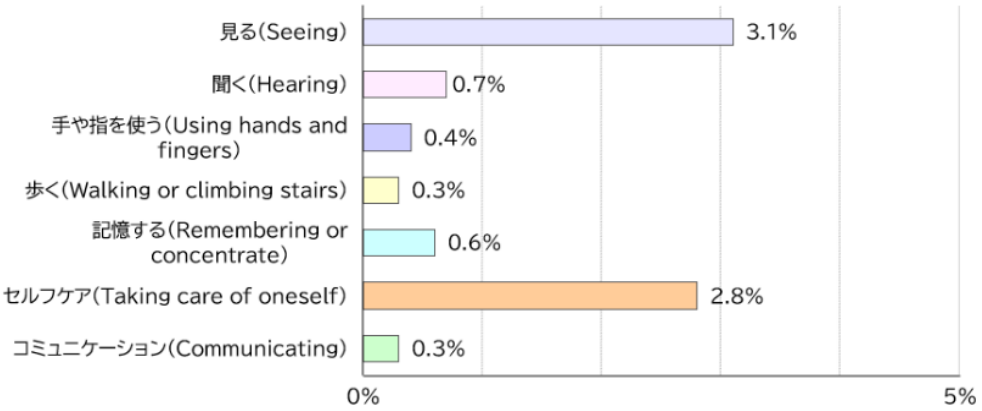


図 2　機能障害別の障害者の割合(5 歳以上)(2024)

「見る」(3.1%)と「自身の世話をする」(2.8%)が比較的高い割合を示し、その他の機能障害は 1%未満である。

出所:国勢調査(2024)を基に調査チームが作成

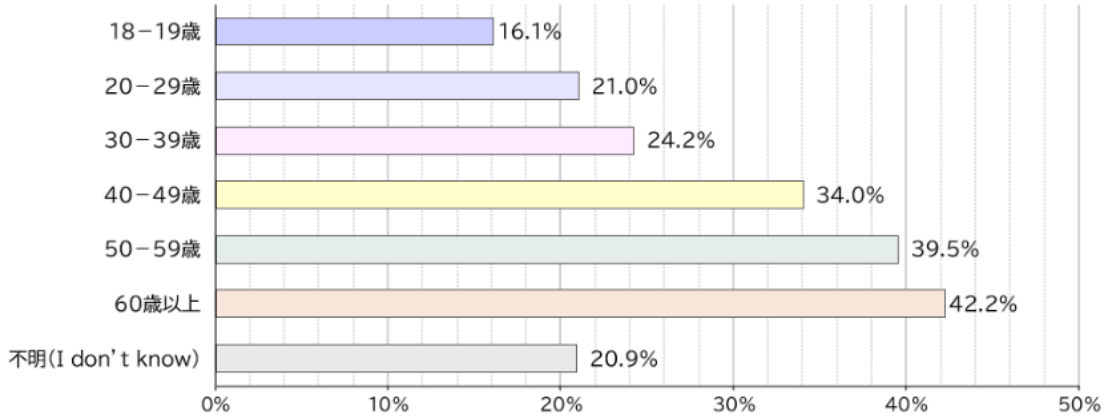


図 3　少なくとも一つ以上の機能障害がある人の年齢層別割合(18 歳以上、2023-2024)

最も割合が高いのは「60 歳以上:42.2%」で、最も低いのは「18–19 歳:16.1%」。その他「20–29 歳:21.0%」「30–39 歳:24.2%」「40–49 歳:34.0%」「50–59 歳:39.5%」「60 歳以上:42.2%」「不明:20.9%」となっている。

出所:IIMS(2025)を基に調査チームが作成

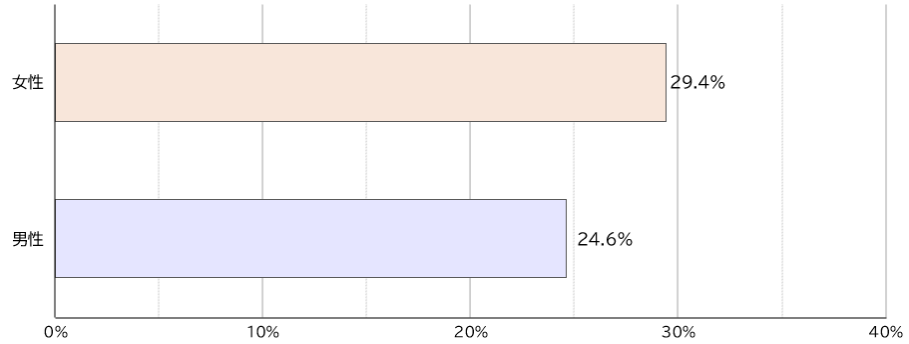


図 4　少なくとも一つ以上の機能障害がある人の性別割合（18 歳以上、2023-2024）

少なくとも一つ以上の機能障害がある人の割合は、女性は 29.4%、男性は 24.6%である。

出所：IIMS（2025）を基に調査チームが作成

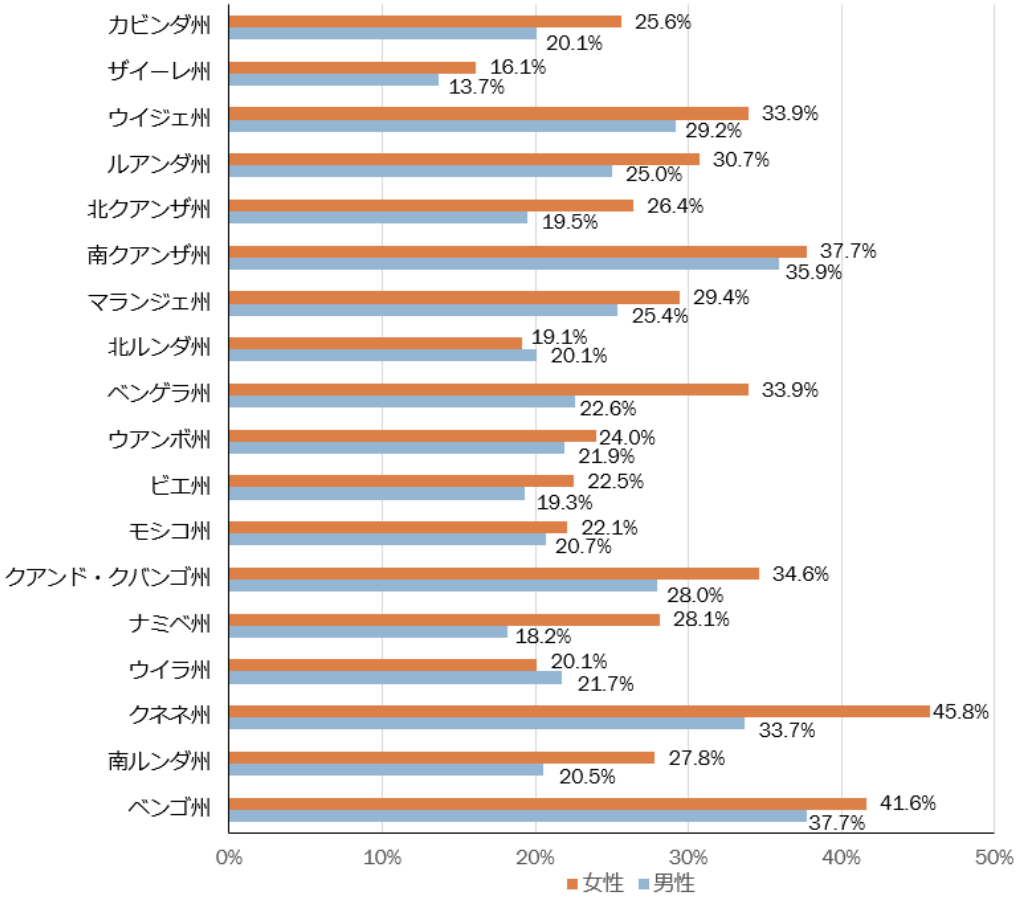


図 5　居住地域別[8]・性別の障害者の割合（18 歳以上、2023-2024）

男女の平均でみると、障害者率が最も高いのはクネネ州（女性 45.8%、男性 33.7%、平均 39.8%）であり、これにベンゴ州（女性 41.6%、男性 37.7%、平均 39.7%）が続く。一方、最も低いのはザイーレ州（女性 16.1%、男性 13.7%、平均 14.9%）である。多くの州で女性の割合が男性より高く、特にクネネ州（12.1%差）とベンゲラ州（11.3%差）で差が大きい。男女差が最も小さいのは北ルンダ州であり、その差は 1.0%である。

出所：IIMS（2025）を基に調査チームが作成

[8] アンゴラの行政区画は上記 18 州から、2025 年には 21 州に変更されている。

2. 障害関連政策

2－1. 障害関連行政制度

アンゴラでは、2001 年に設立された「国家障害評議会」（各省庁、障害者の団体、宗教団体の代表者で構成）が障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」という。）の履行状況を監視し、関連政策、プログラム、活動の実施状況の評価を担っていた。その後、2016 年に 6 月 17 日付大統領令によって「国家社会活動評議会（Conselho Nacional da Acção Social：CNAS）」が設立され、同評議会が新たに障害者、子ども、その他の脆弱層の保護に責任を負うこととなった。

【中央政府行政】

障害関連担当機関

アンゴラの障害関連担当機関は下表のとおり。

表 1 アンゴラの障害関連担当機関

機関名	概要
社会活動・家族・女性の地位向上省 (Ministério da Acção Social, Família e Promoção da Mulher。以下、「MASFAMU」という。)	・地域及び国際機関、会議、セミナーにおいて行政機関を代表するとともに、子ども、高齢者、障害者、家族及び女性のエンパワメント、地域開発、ジェンダー平等の保障の分野において、国が約束した事項の遵守の確保 ・障害者の包括的リハビリテーション分野における様々な多部門連携活動の推進と参加 ・法務人権省と連携し、障害者を支援する市民社会組織の設立の促進 また、省内に障害者社会参加推進局（Direcção Nacional de Inclusão da Pessoa com Deficiência）を設置している。同局は障害者の支援、指導、促進及び社会的・経済的包摂に関する政策を策定する執行機関であり、障害者当事者団体[9]及び障害者支援団体と連携し、法令、覚書、議定書、国際条約及び国際協定の起草及び実施に取り組む。
保健省	障害者の健康管理や医療リハビリテーション活動の実施
教育省	高等教育以外の教育機関でのインクルーシブで質の高い教育の提供
高等教育・科学・技術・イノベーション省	高等教育機関でのインクルーシブで質の高い教育の提供

出所：CRPD 政府報告（2017）[10]、アンゴラ政府[11]（2023a）及び Eduardo Kapapelo (2016)[12]を基に調査チームが作成

[9] Organizations of Persons with Disabilities。以下、「OPD」という。

[10]アンゴラ政府が障害者権利委員会に提出した政府報告書。以下、「政府報告」と記す。

[11] Government of Angola (2023a) *Decreto Presidencial No. 217/23 (Plano de Inclusão e Apoio às Pessoas com Deficiência (PLANIAPED))* https://angolex.com/paginas/decreto-presidencial/plano-de-inclusao-e-apoio-de-pessoas-com-deficiencia-217a-23a.html（参照 2026-3-15）

[12] Eduardo Kapapelo (2016) "Angola" *African Disability Rights Yearbook 2016*, Volume 4, 213-230 https://www.adry.up.ac.za/images/adry/volume4_2016/adry_2016_4_angola.pdf（参照 2026-3-15）

国内調整委員会設置状況[13]

委員会名称	国家社会活動評議会（CNAS）
委員会メンバー	各省庁の代表者及び顧問、OPD、障害者支援団体、パラリンピック委員会、宗教団体の代表者
役割	貧困、権利侵害、社会的排除、飢餓、遺棄、ショック（shocks）、予期せぬ出来事などによって自力で困難を克服できない最も脆弱な世帯の権利を保護・促進するための措置を講じる。加えて、障害分野に関連して、以下の機能を担う。 ・ 教育、啓発活動、メディア、研修、能力開発などを通じた、障害者の権利促進 ・ 苦情の受理、調査、解決、紛争の調停、活動の監視、報告などを通じた障害者の権利保護 ・ CRPD の実施状況の監視
実施状況	以下の活動の実施を担う（一部を実施）。 ・ CRPD の実施状況を監視するための計画策定：設立以来、2 つの行動計画を策定した。 ・ CRPD 及びその他の関連する国際人権義務の遵守を確保するための法的及び政策的助言の提供 ・ 障害者の権利に関する調査研究の開始または実施 ・ 苦情の受理及び検討、または国家人権機関が受理した苦情の結果の見直し ・ 障害者及びジェンダー平等に関する法律及びプログラムを含む、法律及び政策における障害のある女性及び女児の権利の促進 ・ 障害のある女性・女児の権利の監視及び報告の重視 ・ 障害者権利委員会及びその他の関連する人権条約機関または国際人権メカニズムへの代替報告書の提出 ・ 障害者権利委員会への締約国の定期報告書の作成への参加 ・ 人権監視及び報告を国家レベルで強化することを目的として、必要に応じて国会、国家予防メカニズム（NPM）、国家人権機関等の他の国内メカニズムとの協力 ・ CRPD の実施に関する事項について、第 33 条(1)に基づき政府内に指定された連絡窓口との連携 ・ CRPD の実施に関する事項について、報告・フォローアップに関する国内機関との連携 国家社会活動評議会は、通常総会を 4 カ月に 1 回開催している[14]。

[13] https://www.ohchr.org/en/treaty-bodies/crpd/angola-imm-situation （参照 2026-1-25）
[14] https://www.africa-press.net/angola/all-news/ministries-called-to-reinforce-social-actions （参照 2026-1-25）

【地方政府行政】

障害関連担当機関

機関名	概要
州社会活動・家族・ジェンダー平等局 Gabinete Provincial da Acção Social, Família e Igualdade de Género	MASFAMU の州レベルの組織で、社会活動と家族の分野における政策、プログラム、プロジェクト、行動、活動を実施する責任を負う機関であり、特に子ども、高齢者、障害者に配慮し、ジェンダー平等と伝統的なコミュニティの参加を確保するための措置を提案・調整する役割を担う[15]。
州政府	州政府も独自予算で様々な障害者支援を行っている。国連児童基金（United Nations Children's Fund。以下、「UNICEF」という。）（2025）の報告書[16]によると、複数の州政府が特別学校の建設、障害者のための食料品購入、車いす等支援機器の購入、職業訓練の提供等の支援等を行っている。

2－2. 障害関連法令・政策文書

アンゴラ政府は 2012 年に障害者法を公布した。詳細は以下のとおり。

法律名	障害者法（Lei de Pessoa com Deficiência, 2012 年 7 月 30 日付第 21 号）[17]
施行年	2012 年
概要	アンゴラにおける障害者関連の基本的な法律として、障害の予防、障害者のハビリテーション[18]、リハビリテーション及び参加に関する包括的で、統合された、分野横断的な政策の達成を目指している。同法の主な内容は以下の 16 点である。 （1）一般条項、（2）政府を含む関係機関の役割、（3）予防、ハビリテーション、リハビリテーション、参加、（4）分野横断的な政策（情報保障や調査研究、研修、統計等）、（5）雇用の保障、（6）職場の適応と雇用市場への統合、（7）障害認定、（8） 建築物のアクセシビリティ、（9） 盲導犬を伴った障害者、（10）交通へのアクセス権、（11）障害者の団体（Associação de pessoas com deficiência）、（12）差別の予防と禁止、（13）優先的な受付またはサー

[15] Government of Angola (2019) *Decreto Presidencial n.º 202/19 - Regulamento da Lei da Administração Local do Estado* https://angolex.com/paginas/decreto-presidencial/regulamento-da-lei-da-administracao-local-do-estado.html#a38（参照 2026-1-25）

[16] UNICEF (2025) *Analysing the General State Budget Angola 2025: Inclusion and Disability in the State Budget* https://www.unicef.org/angola/en/media/5661/file/Inclusao%20e%20Deficiencia%202p%202025.pdf.pdf（参照 2026-1-25）

[17] Government of Angola (2012) *Lei de Pessoa com Deficiência* https://angolex.com/paginas/leis/lei-da-pessoa-com-deficiencia.html

[18] 障害適応のための技術の習得を指す。出所：https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html（参照 2026-3-15）

	ビスにおける優遇措置、(14)教育・訓練における優遇措置、(15)税金と関税の優遇措置、(16)その他(最終及び経過規定)

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある[19]。

法律名	障害者手当法 (8 月 7 日付第 6/98 号)
施行年	1998 年制定
概要	障害またはその他の永続的な機能不全により、いかなる形態の仕事もできない市民に対する政府の給付金に関する法律。給付を受けるには、他の社会扶助制度の受給者ではなく、また、私的な資金源を有してはならないことになっている。

法律名	基本社会保障法(10 月 15 日付第 7/04 号)
施行年	2004 年
概要	脆弱な集団の保護に関する国家政策を規定する規範について指針を示す法律。同法第5条は、基本社会保障は、実質的な資力の不足または減少により、自らの保護について十分な責任を負うことができない居住者を対象に規定し、この対象グループに「社会的排除の危険にさらされている障害者」が含まれている。

法律名	国家リハビリテーション研究所法 (3 月 9 日付第 6-E/91 号)
施行年	1991 年

概要	障害者のための国家リハビリテーション政策の策定を担当する政府機関として、国立リハビリテーション研究所の設立を定めている法律。その任務には、リハビリテーションに関するあらゆるプロジェクトの企画、調整、管理が含まれる。国家元首の監督下で活動する同研究所は、大統領が議長を務め、副大統領が補佐する。

法律名	憲法
施行年	2010 年
概要	障害に関連する条文は以下のとおり。 第77条第1項 　国家は、医療及び保健への普遍的権利、並びに児童、出産、障害、老齢、

[19] CRPD 政府報告(2017)、Eduardo Kapapelo (2016)及び質問項目への回答(UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2021) *Replies of Angola to the list of issues in relation to its initial report (CRPD/C/AGO/RQ/1)*)

	及び人が労働できないあらゆる状況におけるケアを受ける権利を擁護するために必要な措置を促進し、保障する。 第80条第3項 国家は、孤児、障害者、遺棄された児童、あるいは何らかの形で家庭環境を剥奪された児童に対し、特別な保護を保障する。 第83条第1項 障害のある市民は、権利の行使または義務の履行が不可能または完全にはできない場合における制限を損なうことなく、憲法に定められた権利を完全に享受し、義務を負う。 第83条第2項 国家は障害予防、障害者の治療、リハビリテーション、社会統合、障害者の家族への支援提供、移動の障壁除去のための国家政策を採用する。 第84条第1項 国家独立闘争の戦闘員、退役軍人、軍事・準軍事服務中に障害を負った者、及び戦死した戦闘員の未成年の子ども及び生存配偶者は、憲法及び法律の規定に基づき、国家及び社会の特別な地位と保護を享受する。

法律名	刑法（第 38/20 号）
施行年	2021 年
概要	同法では病気、身体・精神障害を理由とする雇用差別は禁止行為であり、刑法第212条に基づき、最長2年の懲役または最長240日分の罰金[20]が科せられることを定めている。
法律名	アクセシビリティ法（7 月 27 日付第 10/16 号）
施行年	2016 年
概要	障害者や運動機能障害のある人のための一般的なアクセシビリティの規則、条件、基準を確立し、建築、コミュニケーション、機器、方法の障壁を排除することを目的とした法律。罰金から懲戒、民事、刑事責任に至るまでの罰則を規定している。バリアフリー関連の規定としては、公共施設及び共同利用を目的とした民間施設（第7条）、公共の道路や公園等の公共空間（第9条）、公共のトイレ（第12条）はバリアフリー設計を義務化している。また、同法ではアンゴラ手話をコミュニケーション及び表現の合法的な手段として認定し（第24条）、公的な行為及び公的サービスにおけるアンゴラ手話の通訳（第25条）や通信機関によるアンゴラ手話の普及（第26条）、教育

[20] アンゴラの刑法はポルトガルの刑法の影響を受けて「日数罰金制度」を採用しており、裁判所が罰金の日数（最大 240 日）を決定し、被告人の経済状況（収入・資産など）に基づいて 1 日分の金額を算出し、その掛け算で実際の罰金額が決まる。

	システムにおける教育計画や教員養成におけるアンゴラ手話の包摂（第27条）を規定している[21]。

法律名	教育制度基本法（第 32/20 号）[22]
施行年	2020 年
概要	教育制度の基本原則、構造及び運営を定める法律。特別教育をすべての教育サブシステムを横断する教育形態として位置付け、障害のある学習者等の教育への参加と社会・教育的包摂を図ることを規定している。また、対象となる学習者の特性に応じ、教育課程、教育プログラム、学習評価その他の教育上の仕組みを調整・適応することを求めている。

法律名	障害者雇用割当及び採用手続きに関する規則（1 月 15 日付大統領令第 12/16 号）
施行年	2016 年
概要	本規則では、公共セクターの雇用枠の4%、民間セクターの雇用枠の2%を障害者のために留保しなければならないと規定している。この雇用割当量を遵守しない民間企業は、不遵守日数1日につき最低賃金の10倍から50倍の過料（fine）を科せられる。

障害者政策

アンゴラ政府が障害支援政策を実施するための主要な国家計画は以下のとおり。

政策名	障害者の包摂と支援計画[23]（Plano de Inclusão e Apoio às Pessoas com Deficiência。以下、「PLANIAPED」という。）2023-2027（大統領令第217/23号）
施行年	2023 年
概要	障害者の包摂、保護、支援を目的とした中期計画。持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」という。）と SDGs に係る障害者権利委員会の提言に沿って作成されている。同計画では教育、保健、雇用、情報保障の分野で政府の支援を受けている障害者は数十人～数千人に過ぎず、国内 60 万人以上の障害者を支援する努力を加速する必要があると記している。同計画では、以下の 7 つの柱に沿って、実施すべき活動を記載している。監督官庁は MASFAMU。

[21] Government of Angola (2016) *Lei das Acessibilidades* https://files.lex.ao/assembleia-nacional/2016/lei-n-o-10-16-de-27-de-julho/download/lei-n-o-10-16-de-27-de-julho_assembleia-nacional_lex-ao.pdf（参照 2026-3-15）

[22] https://lex.ao/docs/assembleia-nacional/2020/lei-n-o-32-20-de-12-de-agosto（参照 2026-8-20）

[23] Government of Angola (2023a)

	1. 市民権、平等、非差別 2. インクルーシブ教育及び資格取得環境の促進 3. 包摂的な就労、雇用、職業訓練 4. 自立と自立生活に貢献する活動の促進 5. 社会サービス及び支援措置の導入 6. 包摂的な文化、スポーツ、観光、レジャー活動の実施の保障 7. 包摂的な研究、イノベーション、開発手法の実施の保障

政策名	包括的視点からの特別支援教育に関する国家開発計画（Plano Nacional de Desenvolvimento da Educação Especial na Perspectiva Inclusiva）2021-2030[24]
施行年	2020 年
概要	インクルーシブ教育に関する中期計画で、「インクルーシブな視点からの継続的な研修」「特別支援教育の整備と実施」「インクルーシブな視点からの特別支援教育のための州開発計画の作成と実施」の 3 つの柱を定め、それぞれに複数の指標と短期（2022 年）・中期（2025 年）・長期（2030 年）の目標値を設定している。監督官庁は教育省。

政策名	インクルーシブ教育のための国家特別教育政策[25]（8 月 16 日付大統領令第 187/17 号、Política Nacional de Educação Especial orientada para a Inclusão Escolar）
施行年	2017 年
概要	障害のある児童・生徒をインクルーシブ学校において、開放的かつ多様なシステムの下で継続的に教育を受けさせることを目的として、教育省傘下の国立特別教育研究所（Instituto Nacional de Educação Especial。以下、「INEE」という。）によって策定された。その主な目的は、国家教育制度が障害のある生徒の教育へのアクセス、参加、そして継続の権利を保障することを確保するための行動指針と戦略を策定することである。監督官庁は教育省。

[24] Ministério da Educação (2020) *Plano Nacional de Desenvolvimento da Educação Especial na Perspectiva Inclusiva 2021-2030* https://www.scribd.com/document/784199058/PLANO-NACIONAL-DE-DESEMVOLVIMENTO

[25] UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2021)

政策名	国家開発計画 2023-2027：持続可能な社会経済インパクト[26](Plano de Desenvolvimento Nacional 2023-2027 Impacto socioeconómico sustentável, 大統領令第 225/23 号)
施行年	2023 年
概要	標記国家計画では 7 つの柱と 50 の開発プログラム、各プログラムの目標・優先事項・行動が記されている。障害関連の記載があるプログラムは以下のとおり。監督官庁は経済・計画省。 プログラム 12（教育） ・ 発達障害やその他の障害に対する早期発見と適切なフォローアップを含む幼児期の診断ツールを改善する。 プログラム 20（スポーツ） ・ 市、州、国家レベルで毎年、男女別の中学校・高等学校・大学トーナメントを開催し、障害のある青年の参加機会を保障する。 プログラム 21（地域開発と貧困の撲滅） 特に「21.1.5 障害者の支援と社会包摂」を優先事項の一つに掲げ、以下の活動を記載している。 1) 監督省庁と対象グループにサービスを提供する全セクター間の連携強化を通じ、情報共有とフィードバックの改善を図る。 2) 障害者を登録する。 3) 技術・職業訓練を促進し、障害のある人々が収入創出プロジェクトにおいて評価され、統合されることを保障する。 4) 子どもの母親や保護者、障害のある人々が収入創出プロジェクトにおいて評価され、統合されることを保障する。 5) 知的障害（例：ダウン症や重度の自閉スペクトラム症）のある子どもや大人の母親や保護者が、直接給付や生産的活動への参加などの取組に確実に統合されるよう保障する。 6) 経済的に困窮している障害者に、補償手段及び移動手段を確実に提供する。 7) 経済的に困窮している障害者の移動補助具を修理する工房の設立を促進する。 8) 知的障害及び身体障害のある人の自立と社会参加を促進するための職業活動センターの設立を促進する。 9) 障害者のアクセシビリティと社会参加に関する全国会議を開催する。 10) 主管省庁と調整し、障害者のスポーツ活動への参加を促進する。 11) 障害者及び移動が困難な人々が公共スペースにアクセスできるよう、あらゆるレベルでアドボカシー活動を行う。 12) 障害者の社会参加を促進するため、障害者のための文化活動やレクリエーション活動の創設を促進する。

[26] Government of Angola (2023b) *Plano de Desenvolvimento Nacional 2023-2027 Impacto socioeconómico sustentável* https://www.nepad.org/sites/default/files/2024-07/20231030%283%29_layout_Final_Angola_PDN%202023-2027-1.pdf （参照 2026-3-15）

	この他、プログラム 21 における障害関連の優先行動は以下のとおり。 ・ 脆弱な立場にある人々（障害者、高齢者、子ども、少数民族コミュニティ）を対象とした現金給付プロジェクトの資金を拡大し、全州・地域に公平に配分することを確保する。 ・ アルビニズムのある人に医療支援を提供する。 プログラム 24（ジェンダー平等） ・ 障害女性のあらゆる分野での参加を促進し、社会におけるその役割を強調する。 プログラム 46（元戦闘員、退役軍人、社会保障制度の福祉の向上） ・ 戦争による身体障害者たちを、身体・精神のリハビリテーション及び社会復帰のプロセスに組み入れる。 ・ 戦争による身体障害者のための地域支援・相談センターを設立する。 ・ 住宅プロジェクトにおける割当枠の付与により、戦争による身体障害者の社会的条件を改善し、生活の質と自尊心を高める。

2－3. 障害関連施策[27]

① 保健医療

すべての国民は、いかなる差別もなく、保健に対する権利（rights to health）を有する。この権利は国家によって保障されなければならず、アンゴラ政府は憲法第 77 条に基づき、医療・保健サービス、母子保健、疾病・障害時、老年期、及び労働不能状態におけるケアへの普遍的アクセスを確保するために必要な措置を講じる責務を負っている。

同権利の保障に関して、アンゴラ政府は公的医療機関を利用する障害者に対する医療・薬物治療及び経過観察の確保、公的保健サービスへのアクセスを促進するための調整メカニズムの強化、手頃な価格で必須医薬品の提供とケアを優先し、これらの医薬品の合理的な使用を促進する具体的なガイドラインの策定等の措置を取っている。障害者法も、障害者の健康に対する権利を具体的に保障している。

障害者保護戦略（2011）は、医療機関が障害者に提供すべき医療及び薬物療法に関する指針を示している。MASFAMU は、障害者が医療及び薬物療法の恩恵を受けられるよう、障害者を様々な保健サービスに紹介している。2019 年と 2020 年には、同省は 454 人の障害者を主に保健サービスを中心とした様々なサービスに紹介した。

アンゴラは、性と生殖に関する健康（Sexual and Reproductive Health。以下、「SRH」という。）の戦略計画を策定しており、障害のある女児を含む青少年の意識啓発を目指している。青少年と子どもの健康のための包括的行動戦略でも、この問題に関する青少年の指導と意識向上が規定されており、国連人口基金（United Nations Population Fund。以下、「UNFPA」という。）、UNICEF、米国国際開発庁、教育省、MASFAMU、社会コミュニケーション省の協力を得て、都市部と農村部で実施されている。

一方で、総括所見では、保健分野に対して以下の懸念を指摘している。

[27] 特に記載のない限り、CRPD に関する政府報告（2017）、質問項目への回答（2021, Replies of Angola to the list of issues in relation to its initial report(*CRPD/C/AGO/RQ/1)*）、総括所見(2023)に基づき記載。

- 障害者が医療サービスや医療機器を利用する上で直面する障壁に関する情報（の不足）。これには、視覚障害者が直面する物理的障壁、態度上の障壁、アルビニズムのある人々に対する日焼け防止策や皮膚がん予防策の欠如などが含まれる。
- 障害者、特に精神社会的障害や知的障害のある女性を含むすべての障害女性に対するSRH サービスへの具体的なアクセスの欠如。
- 聴覚障害者を含む障害者の権利に関する医療サービス管理者及び医療スタッフの認識の欠如に関する情報、及び医療サービス利用者とのアクセシブルなコミュニケーションの欠如。
- 障害者が特定の医薬品を入手する上で直面する障壁、及び診療予約のスケジュール調整や待ち時間の長期化。
- 新型コロナウイルス感染症の流行期間中、障害者が医療へのアクセス確保において障壁に直面したこと。
- ハンセン病に関する不十分な早期介入と代替ケア（家族からの支援を含む）。
- 2019 年から 2020 年の間に、MASFAMU が健康に関する様々なサービスに紹介した障害者はわずか 454 人であったこと。

【ハビリテーションとリハビリテーション】

リハビリテーションに関しては、すべての障害者は憲法及び CRPD 第 25 条に基づき、機能回復訓練及びリハビリテーション・サービスを利用できる。全国 11 か所に整形外科・身体リハビリテーションセンター[28]を設置し、地理的に均衡の取れた配置を実現するとともに、障害のある人々が無料で利用できるようにしている。

また障害のある退役軍人のためのリハビリテーション・プログラムを通じて、障害のある元軍人が新たな技能を習得し、職場復帰できるよう支援している。

医療従事者や、リハビリテーション・サービスの提供に携わるその他の熟練職員に対し、初期研修及び継続研修が保障されている。ソーシャルワーカー及び公務員の採用・研修に関しては、2012 年～2017 年にかけて、合計 2 万 2,500 人の専門職員が採用（見込みを含む）された。公的保健システム内で従事するリハビリテーションの専門家は 289 人（2016 年時点）に上る。

障害者のハビリテーション及びリハビリテーションのための支援機器及び技術の入手可能性、知識及び利用に関しては、障害のある退役軍人に対し、補装具及び技術支援の双方が提供されてきた。2016 年までに配布された機器は大人用車いす 6,290 台、子ども用車いす 200 台、盲人用介助用杖 1 万 6,560 台及び杖 2,155 本、大人用松葉杖 3 万 6,229 組及び子ども用松葉杖 8,254 組、歩行器 1,370 台、電動貨物三輪車 428 台、及び電動乗用三輪車 240 台である。

地域に根ざしたリハビリテーション・プログラムに基づき、2016 年時点で 1 万 4,774 人の障害者が様々な専門サービスや社会経済プロジェクトに採用され、また、退役軍人や戦争関連障

[28] PLANIAPED によると、これらのリハビリテーションセンターでは、義肢装具の製造も行っている。

害者も、時間の経過とともに社会復帰を果たした。

政府と協力して活動する全国的な OPD である障害者統合支援連盟（Liga de Apoio à Integração dos Deficientes。以下、「LARDEF」という。）は、運動障害のある 7,200 人に継続的な支援を提供し、彼らがより良い生活とより大きな社会統合を享受できるように支援している。

ただし総括所見では、農村部や地雷の被害者を含む障害者はリハビリテーション・サービスへのアクセスに関して障壁が存在することを指摘している。

② 教育

アンゴラ憲法第 79 条は、すべての者に教育を受ける権利を認めている。また、障害者法第 22 条において、障害者の教育を受ける権利として、「国は、学習及びコミュニケーションのための適切な資源と手段を提供することにより、障害者のインクルーシブ教育へのアクセスを確保するために必要な具体的措置を講じる責任を負う。」と明記している。

2008 年以降、INEE は状況改善に向けた取組の基盤となる基本指標の開発を目的として、統計データの収集・処理の基盤整備を進めてきた。

また、大学には障害のある学生を支援するチームがあり、入学定員も設けられている。

インクルーシブ教育のための国家特別教育政策（2017）は、障害のある児童・生徒をインクルーシブ学校において、開放的かつ多様なシステムの下で継続的に教育を受けさせることを目的として、INEE によって策定された。その主な目的は、国家教育制度が障害のある児童・生徒の教育へのアクセス、参加、そして継続の権利を保障することを確保するための行動指針と戦略を策定することである。同政策には 3 段階の戦略的実施計画が含まれ、2021 年時点で 13 州を対象とする第 2 段階が進行中である。

さらに、同政策の枠組において、政府は特別支援教育を受ける児童・生徒に対する専門的な教育支援の提供を開始した。その際、政府はカリキュラムへのアクセスと効果的な学習を改善するために、アクセス可能な教育資源と教材の開発、計画、組織化、提供を目指している。初等教育の質の向上と開発プログラムには、2021 年度に 5 億 6,504 万 8,609 クワンザ（約 9,670 万円[29]）の予算で特別教育の拡大と改善のためのプロジェクトが含まれている。

PLANIAPED によると、2023 年に教育機関に入学した障害児・者は全国で 4 万 4,416 人である。全国に 1,664 校のインクルーシブ学校と 22 校の特別学校（カビンダ州とマランジャ州を除く）が設置されており、これらの学校はインクルージョン支援センター[30]（Nucleos de Apoio à Inclusão：NAI）や 292 の多機能リソース教室（Salas de Recursos Multifuncionais）[31]に再編される過程にある。

---

[29] 1 アンゴラ・クワンザ= 0.17113 円（JICA 統制レート、2026 年 3 月）。以下、同レートで算出する。

[30] インクルーシブ教育のための国家特別教育政策（2017）によると、インクルージョン支援センターは、継続的な研修、現職研修、教材作成、教育メディア、コミュニケーション手段の提供などを通じて、一般教育学校ネットワークへの教育支援を目的とした施設であり、教育機関の従来の管理組織に属する専門家に加え、多分野にわたる専門家チームで構成されている。

[31] 通常学校での障害のある児童・生徒の包摂のため、多様な障害種に応じた支援を行う。出所：https://vidaeautismo.com/noticias/angola-regista-quase-45-mil-alunos-com-necessidades-especiais/ （参照 2026-3-15）

一方、総括所見では、「教育システム全体を通して不十分なインクルーシブ教育の実践」、「特別学校・クラスの普及」「より高度な支援が必要な子どもの教育への障壁の大きさ」、「障害児にアクセシブルな交通手段の不在」「教員やその他職員のインクルーシブ教育への権利に関する不十分な研修」「アクセシブルな学習教材やコミュニケーションや情報の代替方法、手話に通じた教員の不足」が課題として指摘されている。

③ ジェンダー（障害女性等）

アンゴラ政府は、障害女性が様々な差別を受けやすく、非常に脆弱なグループであることを理解しており、女性の支援プログラムを作成・実施してきた。これらのプログラムには、恒久的に労働が不可能で、他の社会支援枠組で包摂されておらず、独自の財源ももたない者への無条件の現金支給の提供が含まれている。

また、障害者権利委員会の質問へのアンゴラ政府の回答[32]によると、障害のある女性や女児を含む障害者を代表する障害者団体は、国家社会活動評議会（CNAS）の一部を構成し、様々なプログラムや政策の策定に積極的に参加している。ジェンダーに関する政策やプログラムは、障害者を含むすべての人に適用される一般的なものである。障害女性の包摂は、起業、心理的支援、技術・職業訓練、参加型包摂といった分野で、障害女性の団体と共同で実施されるプロジェクトを通じて実現される。2019 年と 2020 年には、2012 年に策定された障害者支援プログラム[33]により、ルアンダ、ベンゴ、ベンゲラ、カビンダ、ウイラ、ウイジェ、ザイーレの各州の約 2 組合ずつ、計 14 の障害者協同組合が恩恵を受けた。これらの協同組合は、洋裁、手工芸、バイクタクシーサービス、機械整備、農業などの活動を行っている。このプログラムにより、230 人の障害者が恩恵を受け、そのうち 163 人が女性だった。

2024 年 4 月、アンゴラは MASFAMU 主導による全国協議会を開催し、障害者の SRH の権利促進に向けたイベントを実施した。同イベントには、政府指導者、市民社会、障害者を代表する団体が一堂に会し、特に女性や女児をはじめとする障害者が不可欠な SRH サービスを受ける上で、依然として社会から疎外されている構造的な障壁への取組について議論した[34]。

一方で、総括所見では、「障害のある女性・女児の状況に関する情報が不十分」、「障害関連の法制度においてジェンダーの視点が欠けており、国内法は彼女たちの交差的な差別に対応していない」、「障害女性の司法へのアクセスが限定的」、「障害女性の公的・政治的な生活（public and political life）におけるエンパワメントを促進するプログラムの不在」が指摘されている。

---

[32] UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2021)

[33] 1 月 29 日付大統領令第 151/12 号（2012）。2023 年に策定された PLANIAPED は、同プログラムより包括的な支援内容になっている。

[34] Government of Angola (2025) *Voluntary National Review 2025: Report on the implementation of the 2030 Agenda for Sustainable Development*. High-Level Political Forum on Sustainable Development (HLPF) https://hlpf.un.org/sites/default/files/vnrs/2025/VNR%202025%20Angola%20Report.pdf（参照 2026-3-15）

④ 職業訓練、雇用、就労

アンゴラ政府は、障害者が他の者と平等に就労し、かつ、いかなる差別もなく、開かれたアクセス可能な労働市場及び労働環境において、自由に選択又は受諾した仕事によって生計を立てる機会を得られるよう、政策を定めている。これらの政策は、同一価値労働同一賃金、安全で健康的な労働条件、ハラスメントからの保護、及び苦情の救済を促進する。障害を理由とする雇用差別は禁止行為であり、刑法第 212 条に基づき、最長 2 年の懲役または最長 240 日分の罰金が科せられる犯罪である。

障害者の訓練、雇用及び就労の権利は、障害者法第 15 条に定められている。さらに、障害者のポストの留保及び採用手続きに関する規則を定める大統領令第 12/16 号が 2016 年 1 月に公布された。同法令は、公共部門の雇用の 4%、民間部門の雇用の 2%を障害者のために留保しなければならないと規定している。この雇用割当量を遵守しない民間企業は、不遵守日数 1 日につき最低賃金の 10 倍から 50 倍の過料を科せられる。

行政・雇用・社会保障省の管轄下にある国立雇用・職業訓練機構は、559 の公立・私立職業訓練センターと、地方自治体の起業センターを含む 57 の就労センターを有し、いずれも障害者への支援を提供している。特に、障害者に職業訓練と就労サービスを提供するために 1991 年に設立された職業リハビリテーションセンターは、職業訓練を希望するすべての障害者を支援している。2014 年には、11 州で合計 183 人の障害者（うち女性 52 人）が様々な専門分野の訓練を受けた。さらに 270 人の障害者が、アンゴラ全国障害者協会との協力で組織された「Come with Me」プロジェクトを通じて研修を受けた。また、16 人の障害者が、ルウィニ財団、カビンダ湾石油会社、国立雇用・職業訓練機構が署名した三者議定書に基づく Formei プロジェクトの一環として研修を受けた。政府報告では合計 485 人の障害者が研修を受け、そのうち 345 人がすでに起業プログラムを通じて雇用または自営業に就いていることが報告されている。

中小零細企業支援研究所とアンゴラ貿易商協会は連携して起業研修を提供しており、障害のある 786 人が研修を受講した。

PLANIAPED によると、2020 年から 2021 年の第一四半期にかけて、職業安定所は計 2,617 人の障害のある求職者の申請を受け付け、このうち 960 人が就労した。

社会参加と生産活動への包摂を促進するための他の措置として、4 州 20 カ所に統合コミュニティセンターが建設された。様々な専門分野で協同組合や協会が設立され、4 万 7,004 人の障害者とその家族約 23 万 5,020 人の社会的依存の軽減に貢献したという。

一方で、総括所見では以下の課題が指摘されている。

- 大統領令第 12/16 号には公共部門の雇用の 4%、民間部門の雇用の 2%の雇用割当に関する規定があるものの、これらの目標は達成されていない。この規定を遵守しない民間企業には過料が科せられるものの、遵守しない公共部門の機関には同様の徴収規則がない。

- 障害者の雇用を促進するために講じられた措置は、農村部に住む障害者、知的障害者、聴覚障害者、精神障害者の開かれた労働市場へのアクセスを確保するには不十分である。また、特に求職者を含む人々にとってアクセシブルな交通手段や情報の不足を含む、職場環境における物理的な障壁に加え、障害者の雇用を阻む意識的な障壁が存在する。
- 障害者による市場志向型の職業訓練プログラムへの参加が限定的であるのは、物理的なアクセス不足と手話通訳の不足（利用できる手話通訳者の数が限られていることやサービス費用の高さが要因）が原因である。
- 公的／民間部門で雇用されている障害者に関する公式データや統計が不足している。

⑤ 社会保障、障害福祉サービス

CRPD 第 28 条に従い、障害者法第 18 条は、国家は個人の自立と適切な職業上及び社会への統合促進を目的とした金銭または現物給付を通じて、障害者の社会保障を確保するために必要な特定の措置を講じるべきであると規定している。

MASFAMU は、障害児を含む 5 歳未満の児童に最低限の社会保障を支給することを目的とした「Valor Criança（勇気ある子ども）」現金給付プログラムを運営している。2020 年には、このプログラムにより 1 万 8,007 人の子どもが恩恵を受けた。

また MASFAMU のデータによると、2024 年には 717 人の障害者（男性 392 人、女性 325 人）が食料品セットの支援を受けている[35]。

アンゴラ政府はまた、社会支援基金を通じて、世界銀行の支援を受け、脆弱な家庭を対象とした「Kwenda（クウェンダ）」現金給付プログラムを実施している。障害者も、登録されている脆弱層に含まれている。

障害者手当法（1998）の改正案が提出され、他の福祉制度の適用を受けず、かつ自己の財源を持たない障害者及び恒久的に就労できない者に対し、現金給付を導入する提案がなされた[36]。これにより、憲法に定められた社会福祉を受ける権利の行使が保障される。

一方で、総括所見では、貧困状態にある障害者の数が多いこと、また、障害に関連する費用を賄うための資源を含め、障害者とその家族に適切な生活水準へのアクセスを保障する包括的な社会保障制度が存在しないことを指摘している。

またハンセン病のある人の再統合協会（Association for the Reintegration of People Affected by Leprosy。以下、「ARPAL」という。）、福音派連帯協会（Evangelical Solidarity Association: SOLE Angola)及び国際ハンセン病協会連盟（International Federation of Anti-Leprosy Associations: ILEP）が提出したパラレルレポート[37]では、ハンセン病患者はしばしば極

[35] Government of Angola (2025)
[36] 本調査時点（2026 年 3 月）で、改正案は承認・施行されていない。
[37] Association for the Reintegration of People Affected by Leprosy (ARPAL), Evangelical Solidarity Association (SOLE

度の貧困状態にあり、収入がなく、身体的な障害のために、料理をしたり、体を洗ったりすることさえできない人もいること、社会的弱者として偏見にさらされる一方で、社会保障も社会保険も受けられず、身分証明書などの個人情報が不足している場合もあることを指摘している。

⑥ 運輸交通、都市開発(アクセシブルなまちづくり)

CRPD 第 20 条に基づき、アンゴラ政府は障害者が可能な限り自立した方法で、自らの選択した方法及び時期に個人の移動を享受できるよう、公共政策に関する措置を導入した。これらの措置には、移動補助具、支援機器、支援技術及びその他の形態の支援の提供、並びに障害者及び専門職員(specialist staff)に対する移動技能訓練が含まれる。移動補助具は輸入品もしくは国内生産品であり、無償で提供される。

運輸省は 2021 年時点で障害者向けに対応した 150 台以上のバスを運行させている。

教育省インフラ事務所は、全国の学校の建設・改築に活用されるインクルーシブ学校の設計図を策定している。同省はまた、建物全般の改修、具体的にはスロープや保護用手すりの設置、トイレの改修、視覚障害のある児童・生徒が利用できる標識の設置を通じて、障害のある児童・生徒のアクセシビリティ法を実施するためのガイドラインも策定している。

一方で、総括所見では、アンゴラ政府は障害者のモビリティを支援するために支援機器への助成金を提供しているものの、登録障害者以外は助成金の受給資格がないこと、支援機器が国内で製造されておらず、民間企業による高価な輸入品に頼るしかないこと、申請の承認プロセスは長く、入手までに時間がかかることを指摘している。アンゴラ政府は支援機器の価格を下げるため、国内製造施設の建設を検討している一方で、こうした支援機器の入手困難への対策が障害者に知られていないことに懸念が示されている。

⑦ 情報アクセシビリティ

情報保障に関しては、アクセシビリティ法が障害者または運動機能障害のある人々のアクセシビリティに関する一般的な規則、条件、基準を定めている。アンゴラ政府は障害者が公的機関とのやり取りにおいて、手話、点字、補助代替コミュニケーション、その他あらゆるアクセシブルな手段・様式・形式の中から自ら選択した方法を利用できるようにすること、また、障害の種類に応じたアクセシブルな形式や技術を用いて一般市民向けの情報を提供することに関して、依然として明らかな課題が残されていることを認識している。こうした手段や形式は 2016 年時点で公立の特別学校でのみ利用可能であるが、その数は拡大しつつある。

アクセシビリティ法は、アンゴラ手話を定義し(第 5 条)、コミュニケーション及び表現の合法的な手段として認めている(第 24 条)。手話通訳者の数は増加しており、INEE は 2005 年から 2019 年の間に 286 人の手話通訳者を養成した。また、国立行政学校は、サービス提供を支援

Angola) and International Federation of Anti-Leprosy Associations (ILEP) (2020) *Stigma and Discrimination Against Persons Affected by Leprosy in Angola*

するために定期的に無料の手話講座を実施している。2020 年までに、アンゴラ手話の研修生 49 名とアンゴラ手話通訳者 49 名の合計 98 名を養成した。アンゴラ公共放送局は手話通訳付き番組を放送しており、4 名のアンゴラ手話通訳者を雇用している。

教育省傘下の INEE が実施している複数のインクルーシブ事業の一つは、アンゴラ手話の教員研修であり、聴覚障害のある児童・生徒に知識をより効果的に伝え、教室における手話通訳の役割を担い、聴覚障害者とその他の人々との関係を円滑にすることを目的としている。同研究所は、パートナー団体の支援を受けて、視覚障害のある児童・生徒が教室での学習や課外活動で必要とする教材を開発し、点字筆記具、点字用紙、杖、拡大鏡などの教材を入手した。また同研究所には、学校の教科書を点字に翻字する印刷部門もある。

2025 年 2 月、アンゴラの憲法裁判所はアンゴラ憲法の点字版を公表した[38]。

一方で総括所見では、以下が課題として指摘されている。

- 公共メディアと民間メディアの両方、特に公共情報を提供するウェブサイトにおいて、わかりやすい版（easy read）、平易な言葉（plain language）、字幕、手話、点字、音声解説、触覚・補助的・代替的なコミュニケーション手段といった、アクセスしやすい形式や情報通信技術による情報提供が不十分
- 障害者が情報通信技術にアクセスできないこと
- 物理的なアクセシビリティ、情報やコミュニケーションのアクセシビリティ、デジタルアクセスを含む包括的なアクセシビリティ戦略の不在
- アクセシビリティ法の実施レベルの低さ
- 支払い可能な価格での情報やコミュニケーション技術へのアクセス不足
- 特に盲人及び視覚障害者に対して、政府のウェブサイトを含む、障害者が情報やコミュニケーションにアクセスする際のデジタル作業環境（digital work environment）の障壁

⑧ 防災

国家社会活動政策（2021）の目標は、脆弱な立場にある個人及び世帯に対し、適切な生活水準、基本的サービスへのアクセス、社会的権利の実現、並びにリスク及びその悪影響の軽減を保障するための統合的な社会活動プラットフォームを構築することであり、障害者は同政策の対象グループに挙げられている。同政策第 3 項は、災害リスク管理及び国民保護の分野における分野別社会活動について規定しており、様々な人口集団の脆弱性及び危険度を考慮しつつ、被災者及び危機的状況又は緊急事態にある人々に支援と保護が確実に提供されるよう努めている。障害者及びその団体は、これらのプロセスに参加することが求められている。

干ばつ、洪水、伝染病などの緊急事態に対する国内対応の調整責任は、国家市民保護委員会（Comissão Nacional de Proteção Civil）が担う。同委員会は複数の分野横断的機関で構成され、必要が生じた場合に支援を提供できるよう訓練を受けた人員を擁し、障害者を含む脆弱

[38] https://mpla.ao/2025/02/07/constituicao-da-republica-agora-acessivel-em-braille/ （参照 2026-1-25）

な立場にある人々を優先する。緊急事態が確認されると、同委員会は物資その他の支援を通じて救援活動を行う。同委員会の専門家は障害者に対して特別な配慮を払うよう指示を受ける。

3. 国際条約及び国際協力等の実績

3－1. CRPD 批准による対応状況[39]

アンゴラ政府は 2014 年 5 月に CRPD に条約当事国として加入（accession）[40]した。政府報告は 2017 年 1 月 26 日に障害者権利委員会に提出し受理されている。また、権利委員会からは 2020 年 4 月 3 日に質問事項が提示され、アンゴラ政府は 2021 年 5 月 31 日に回答書を提出した。市民団体からのパラレルレポートは 2020 年の 2 月～5 月にかけて質問事項に対して 2 報告[41]が提出されている。2023 年 3 月 24 日に障害者権利委員会より総括所見が発出された。次回の政府報告の提出期限は 2024 年 1 月であるが、本調査時点（2026 年 3 月）で提出されていない。

3－2. マラケシュ条約実施状況

アンゴラ政府は 2025 年 12 月 15 日にマラケシュ条約（視覚障害者等のための著作物へのアクセスを促進するための条約）の加盟国となり、2026 年 3 月 15 日に同条約は発効した。

アンゴラでは、著作権法第 53 条において、「特別なニーズのある人々に関連する例外」として、視覚障害者やその他の感覚障害者が著作物を利用できるよう、点字やその他の利用しやすい形式による複製・配布・提供を、著作権料の支払いなしで認める規定を定めている[42]。

3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組

アンゴラ政府は、SDGs の達成状況や政策の進捗を国連に報告する自発的国家レビュー（Voluntary National Review: VNR）を 2021 年及び 2025 年に行っている。第二回報告書[43]（2025）によると、障害者に関連するデータがある指標は「1.3.1 社会保障制度によって保護されている人口の割合」のみであり、同指標に関連して、717 人の障害者（男性 392 人、女性 325 人）が基本食料品セットの支援を受けたことを報告している。同指標の目標値は記載されていない。

同レビューのデータ収集プロセスにおいて、市民社会が参加したとの記載はあるが、その中に OPD が含まれているかどうかは不明である。

3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組

アンゴラの障害と開発分野に関連する国際条約の批准状況は以下のとおり。

1986 年 9 月：女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms of

---

[39] https://tbinternet.ohchr.org/ （参照 2026-1-25）

[40] 条約に署名していない国が、一括して条約に拘束される意思を示すこと。批准と同等の条約義務を負う。同日に選択議定書にも加入している。

[41] 提出報告書は以下の 2 つ。1.「アンゴラ国内のハンセン病のある人への偏見と差別について（提出団体はハンセン病のある人の再統合協会（Association for the Reintegration of People Affected by Leprosy : ARPAL）、福音派連帯協会（Evangelical Solidarity Association : SOLE Angola)と国際ハンセン病協会連盟（International Federation of Anti-Leprosy Associations : ILEP）」、2.「アンゴラにおけるアルビニズムのある人の状況について（提出団体は「Under the Same Sun (UTSS)」と「Fraternidade Albinista（FALB）」であった。

[42] https://www.arl.org/national-implementations-marrakesh/ （参照 2026-1-25）

[43] Government of Angola (2025)

Discrimination against Women。以下、「CEDAW」という。）加入

1990 年 12 月：子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child。以下、「CRC」という。）批准

アンゴラは CEDAW に署名も批准もしていないが、1986 年 9 月に条約当事国として加入している。2019 年 3 月に発表された CEDAW 委員会による最新の総括所見[44]は以下を勧告している。

a) 裁判所の地方分権化と裁判外紛争解決センターの設置のプロセスを全国、特に農村地域において加速させ、そのプロセスに手続き上及び年齢に応じた便宜を図ることで、女性が司法にアクセスできるようにし、特に農村地域の女性や障害女性等、女性が直面する複合的な差別形態に適切に対処できるようにすること

b) 障害女性を含むすべての女性が、農業、鉱業、食料安全保障、気候変動、災害対応及びリスク軽減に関する国家政策及びプログラムの策定と実施において意見を求められるようにすること

また 2018 年 6 月に発表された CRC 委員会による最新の総括所見[45]では、アンゴラ政府の過去の同委員会の勧告やコメントへの対応を評価しつつ、以下を勧告している。

a) 障害のあるすべての子どもたちの社会参加促進を目的としたプログラムとサービスを推進・強化し、特に保健・社会サービス、インクルーシブ教育、職業訓練へのアクセスを確保することで、子どもたちが地域社会に積極的に参加できるようにすること

b) インクルーシブ教育を推進するための人的、財政的、物的資源を増強し、障害児を専門施設や特別学級に配置するよりもインクルーシブ教育を優先させ、障害児の職業スキルの開発に投資すること

c) 教員、ソーシャルワーカー、医療従事者、救急隊員など、障害児に関わるすべての専門家の能力開発を、研修などを通じて継続的に行うこと

d) 精神障害や知的障害のある子どもを含む、障害児に対する偏見をなくすための啓発活動などの対策を強化し、障害児の親が子どもたちの最大限の社会統合と個々の発達を支援するよう促すこと

アンゴラ政府は、国際労働機関（ILO）159 号条約（職業リハビリテーション及び雇用条約）に

[44] UN Committee on the Elimination of Discrimination against Women (2019) *Concluding observations on the seventh periodic report of Angola* (CEDAW/C/AGO/CO/7) https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CEDAW%2FC%2FAGO%2FCO%2F7&Lang=en（参照 2026-3-8）

[45] UN Committee on the Rights of the Child (2022) *Concluding observations on the combined fifth to seventh periodic reports of Angola* (CRC/C/AGO/CO/1-2) https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRC%2FC%2FAGO%2FCO%2F5-7&Lang=en（参照 2026-3-8）

は本調査時点（2026 年 3 月）で批准していない[46]。

3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績）[47]

• 日本政府

【技術協力プロジェクト】

・ 母子健康手帳を通した母子保健サービスの向上プロジェクト（技術協力プロジェクト：2017 ～ 2022）[48]

• 他ドナー

UNICEF

・ Child Friendly School（子どもにやさしい学校）プログラムの実施[49]（障害児の包摂を含む）
・ 子ども向けラジオ・テレビプログラムのリポーター等への CRPD 研修の実施[50]（2025）
・ 子ども向け CRPD 啓発資料の作成[51]（2024）
・ 国家予算・地方政府予算における障害分野への支出分析（2024[52]、2025[53]）

UNFPA

・ 障害のある女性と女児の SRH サービスへのアクセス及び障害女性のニーズに関する公開協議の実施[54]（2024）

世界銀行（World Bank）

・ Enhancing the Social Protection System for Human Capital and Resilience Project[55]（人材育成とレジリエンスのための社会保障制度強化プロジェクト） (2025～2029）
・ Angola Youth Employment Opportunities Project[56]（アンゴラ青年雇用機会向上事業）(2026～2029）

---

[46] https://normlex.ilo.org/dyn/nrmlx_en/f?p=NORMLEXPUB:11300:0::NO::P11300_INSTRUMENT_ID:312304 （参照 2026-3-8）

[47] JICA（2025）「すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み」及び他ドナーのウェブサイト記載情報より調査チーム作成

[48] 当該事業では、母子健康手帳の導入プログラムを作成してモデル州にて運用し、管理体制の構築及び妊産婦等のための母子保健に関する知識の向上を図るとともに、手帳の全国展開戦略を策定した。これらを実施する中で、障害者の母子にもサービスが届くように検討し、保健分野における障害主流化を促進した。また、日本の母子健康手帳の障害配慮の取組例を紹介した。このように活動の中に障害の視点を取り入れた結果、2024 年時点で、点字の母子健康手帳を作成する動きに発展しているという。出所：JICA（2025）

[49] https://www.unicef.org/angola/historias/uma-escola-que-abra%C3%A7a-inclus%C3%A3o-e-promove-um-ambiente-saud%C3%A1vel-e-acolhedor-para-todas （参照 2026-1-25）

[50] https://www.unicef.org/angola/historias/rep%C3%B3rteres-infantis-aprendem-sobre-direitos-das-pessoas-com-defici%C3%AAncia （参照 2026-1-25）

[51] https://www.unicef.org/angola/relatorios/convenção-sobre-os-direitos-das-pessoas-com-deficiência-versão-amiga-da-criança （参照 2026-1-25）

[52] https://www.unicef.org/angola/en/media/4821/file/Angola%20Disablity_English_Revised_03-10-2024.pdf.pdf （参照 2026-1-25）

[53] UNICEF (2025)

[54] https://angola.unfpa.org/en/news/public-consultation-people-disabilities-challenges-and-innovative-solutions-people-disabilities （参照 2026-1-25）

[55] https://projects.worldbank.org/en/projects-operations/project-detail/P181495 （参照 2026-1-25）

[56] https://projects.worldbank.org/en/projects-operations/project-detail/P505158（参照 2026-1-25）裨益対象の 6%は障害のある青年。

ドイツ政府、アフリカ連合

・ Realising the rights of people with disabilities in Africa: Boosting the Rights of Individuals with Disabilities in Africa (BRIDGE Africa)[57]（アフリカにおける障害者の権利の実現事業）（2024～2028）

• 国際 NGO

APOPO[58]

・ ウアンボ州のダイアナ妃理学療法・リハビリテーションセンターにおいて、地雷被害者のための義肢の製造

[57] https://www.giz.de/en/projects/boosting-rights-individuals-disabilities-africa-bridge-africa（参照 2026-1-25）アンゴラも対象国の一つ。

[58] https://apopo.org/global-landmine-crisis-landmine-monitor-2024/?v=55add3d845bf（参照 2026-1-25）

4. 障害関連団体の活動概況

アンゴラの主な障害関連団体は以下のとおり。

4－1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
アンゴラ障害者団体連盟 Federação Angolana das Associações de Pessoas com Deficiência （FAPED）[59]	OPD の上部団体（umbrella body）であり、加盟団体は 32 団体。人権促進において加盟団体を調整、代表、擁護し、加盟団体の組織能力を強化することを使命として掲げている。障害者の保護戦略（2011）において、アンゴラ政府は本連盟を戦略的パートナーとして認識している。南部アフリカ障害者連盟（SAFOD）のアンゴラ国内加盟団体。
障害者統合支援連盟 Liga de Apoio à Integração dos Deficientes (LARDEF)	1997 年に設立された障害者の権利擁護と参加・利益を擁護・促進・代表する当事者団体。障害者に他の者との平等な権利を確保し、参加や完全な統合を目指すためのプログラム、プロジェクト、活動の実施を目指している[60]。2025 年 12 月時点での会員数は 8,782 人[61]。
アンゴラ全国障害者協会 Associação Nacional dos Deficientes de Angola (ANDA)	国内及び国際レベルで障害者の社会統合と権利の擁護に責任を負う。主な活動目的は学習、仕事、スポーツの実践を通じて、障害者が心身の能力を発達させ、活用することで生活の質を向上させることを支援し、奨励することである。コミュニティでのリハビリテーションや啓蒙活動も行っている[62]。
アンゴラ障害女性権利・包摂協会 Associação Angolana de Direitos e Inclusão das Mulheres com Deficiência (AADIMD)	MASFAMUと連携して障害女性の権利と医療へのアクセスを確保するために適用すべき措置に関するガイダンスブックレットを作成している[63]。また、困難に直面する約2,800人の障害女性を支援し、職を探す50人の障害女性に読み書きを教えた[64]。
アンゴラ聴覚障害者全国協会	2000年に設立された聴覚障害者の全国団体[65]。聴覚障害者の権

[59] UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2021) 及び https://www.rodra.co.za/images/countries/angola/research/FAPED%20Country%20Report%20-%20Angolan%20Federation%20of%20the%20Association%20of%20People%20with%20Disabilities.pdf （参照 2026-1-25）

[60] https://www.ecoi.net/en/file/local/1072780/1930_1347374227_civlsociety-angola-hrc105.pdf （参照 2026-1-25）

[61] Jornal de Angola (2025) "Não temos ainda um país inclusivo para pessoas com deficiência" December 3, 2025, https://www.jornaldeangola.ao/noticias/3/sociedade/653524/%E2%80%9Cn%C3%A3o-temos-ainda-um-pa%C3%ADs-inclusivo-para-pessoas-com-defici%C3%AAncia%E2%80%9D （参照 2026-1-25）

[62] https://the-monitor.org/country-profile/angola/impact?year=2023 （参照 2026-1-25）

[63] UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2021)

[64] https://www.africa-press.net/angola/all-news/ombudsman-defends-greater-attention-to-the-accessibility-law （参照 2026-1-25）

[65] https://africansignlanguagesresourcecenter.com/angola/ （参照 2026-1-25）

Associação Nacional de Surdos de Angola（ANSA)	利の促進と擁護を活動目的としている[66]。警察や法廷などで手話通訳者派遣の要請を年間30件以上受けている[67]。
アンゴラ盲人・弱視者全国協会 Associaçao Nacional de Cegos e Amblíopes de Angola (ANCAA）	医療施設や雇用機会へのアクセスの支援を行う[68]。会員数は5,000人を超え、ルアンダ、ウイジェ、ナミベ、ウアンボ、カビンダ、ベンゴ、北クアンザ、南クアンザ、ビエ、マランジェを含む10州に支部がある[69]。

4－2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
Lwini Foundation	1998 年に設立され、地雷被害者の民間人のために資金を集め、支援活動を行う[70]。障害者とその家族、社会全体に向けた提言活動、動員、啓発活動を推進している。また、理学療法と義肢の提供も行っている[71]。
APOPO	地雷の除去作業を行う国際 NGO で、アンゴラでは 2012 年から活動し、地雷被害者への支援も行っている[72]。2024 年には、ウアンボ州のダイアナ妃理学療法・リハビリテーションセンターにおいて、地雷被害者のための義肢の製造数を 3 倍に増加させた[73]。

[66] http://www.rodra.co.za/countries/angola-docs/47-countries/angola/179-angola-revised-country-report# （参照 2026-1-25）
[67] https://www.africa-press.net/angola/all-news/health-professionals-and-police-trained-in-sign-language
[68] Eduardo Kapapelo (2016)
[69] https://wbu.ngo/members/associacao-nacional-de-cegos-e-ambliopes-de-angola（参照 2026-1-25）
[70] https://www.africa-press.net/angola/all-news/lwini-foundation-aims-to-activate-inclusion-project-for-people-with-disabilities（参照 2026-1-25）
[71] https://the-monitor.org/country-profile/angola/impact?year=2023 （参照 2026-1-25）
[72] https://apopo.org/what-we-do/detecting-landmines-and-explosives/where-we-work/apopo-in-angola/?v=55add3d845bf （参照 2026-1-25）
[73] https://apopo.org/global-landmine-crisis-landmine-monitor-2024/?v=55add3d845bf（参照 2026-1-25）

5. 障害者が直面する障壁・ニーズ

5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ

アルビニズムのある人の国際的な支援団体であるアンダーザセイムサンとブラジルの OPD であるアルビニスタ友愛会（Fraternidade Albinista: FALB）は、パラレルレポート[74]の中で、アンゴラのアルビニズムのある人は偏見、差別、拒絶、排除、家族からの遺棄といった悲劇的な状況が重なり合うことで、精神的な健康を損ないやすい立場に置かれていると指摘している。これらの影響は特に子どもたちに大きく及び、場合によっては、アルビニズムのある人の子どもたちが人間として不十分だと感じ、直面する困難の唯一の原因を自身の状態にあると決めつけてしまうこともあるという。また、情緒的・心理社会的支援がほとんど、あるいはまったくないため、多くの子どもたちは自尊心の問題や心理的な苦痛に苦しみ、それが精神的な不調につながり、孤立、うつ病、希死念慮、薬物乱用といった問題を引き起こす可能性があると指摘している。

加えて同報告書の中で、以下を指摘している。

- アンゴラでは適切な医療サービスの不足、教育や雇用へのアクセス困難、そして社会的な疎外が、アルビニズムのある人の自己管理を怠らせ、皮膚や視力のケアをほとんど、あるいはまったく行わない状態に追い込み、症状を悪化させている。
- アンゴラの農村部では、アルビニズムのある人々は貧困の中で生活しており、雇用や医療の選択肢は極めて限られている。
- アンゴラではアルビニズムのある人の平均寿命は、皮膚がん、HIV/エイズ、アルビニズムのある人との性交が病気を治すという迷信、そして魔術信仰に基づく有害な慣習など、複数の要因によって一般的に短くなっている。

また、ハンセン病患者の支援団体である ARPAL 等が提出したパラレルレポート[75]では、以下の事例を報告し、障害やハンセン病を抱えている人にとって、医療へのアクセスは平等ではないと指摘している。

- ハンセン病患者は、治療や入院を拒否されることがある。時には早めに病院に到着しても、診察が勤務時間終了後や翌日になることがある。
- 医療従事者は、ハンセン病患者の治療を拒否したり、医師が指示した切断手術のための入院を拒否したりすることさえある。

さらに全国レベルの OPD である LARDEF の常務理事は、保健サービスに関して、いまだに昇降式の検診台、ベッドや婦人科用診察台等のアクセシブルな医療設備や保健セクターの技術者に対する継続的な研修が不足していることを指摘している[76]。

---

[74] Under the Same Sun (UTSS) and Fraternidade Albinista（FALB）(2020) *Situation of Persons with Albinism in Angola*
[75] ARPAL, SOLE Angola and ILEP (2020)
[76] Jornal de Angola (2025)

5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ

ARPAL 等のパラレルレポート[77]では、教員や生徒による差別が原因で学校に通えなくなった子どもや、ハンセン病の合併症が原因で学業を断念せざるを得なくなった青年の事例が数多くあることが指摘されている。これらの子どもや青年は、政府の定義によれば60%以上の機能障害には該当しないが、不当な差別を受けている。具体例として、右手の変形のために字が書けず学校から排除された子どもや、足の筋力低下と変形のために学校に通えない子どもなどを挙げている。

5－3. 就労に関する障壁・ニーズ

APRAL 等はパラレルレポート[78]の中で、ハンセン病患者は、ハンセン病や目に見える障害のために、警察、軍隊、教育機関、民間企業、公共サービスなどの職を失ったり、就職を拒否されたことを指摘している。北ルンダ州の運転手、警備員の青年、他の生徒の親の要求で解雇された私立学校の教員、クネネの警察官、レストラン経営者の青年、レンガ職人、沿岸漁師、ハンセン病を理由に除隊させられ、退役軍人手当も受けられなかった軍人など、解雇や就職機会の拒否の事例が報告されている。

また LARDEF の代表者は、雇用割当制度にもかかわらず、実際に雇用されている障害者の数は非常に少なく、契約書に署名したにもかかわらず、障害があるという理由で採用されないケースがあると指摘している[79]。

5－4. 移動に関する障壁・ニーズ[80]

LARDEF の常務理事は、公的及び民間の建築物において未だにスロープや手すり、エレベーターやアクセシブルなトイレが不足しているとともに、アクセシブルな公共交通機関の不足が障害者のコミュニティでのミーティングや集会への参加を難しくしていると指摘している。

5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ[81]

LARDEF の常務理事は、情報保障に関する障壁として、手話通訳者の不在（absence）、点字やその他のアクセシブルな形式での文書の提供の欠如を指摘している。また、会議や公的な場で直面する障壁として、障害者が主導または参加する機会が少ないとの誤解に基づき、（情報保障のための）音や照明、字幕等の配慮が不足しているという。

5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ

2024 年に MASFAMU が UNFPA の支援を受けて実施した障害者、特に障害のある女性と女

[77] ARPAL, SOLE Angola and ILEP (2020)
[78] 同上
[79] Jornal de Angola (2025)
[80] 同上
[81] 同上

児のニーズに関する公開協議の際、50 人の障害者のうち 47%が SRH サービスへのアクセスに課題があると指摘した[82]。同協議の中で、アンゴラ障害女性権利・包摂協会のメンバーは、妊娠しているだけでも高いリスクを抱える障害女性が、出産の際に設備への移動が困難でも医療従事者の支援がまったくないこと（“ただ見ているだけ”）を指摘した。また、アンゴラ聴覚障害者全国協会の聴覚障害のある女性は、医療施設には通訳者がいないため、医師はコミュニケーション上の障壁のために聴覚障害のある女性を非常に軽視し、医療を受けるために懇願しなければならないことを指摘した[83]。

[82] https://angola.unfpa.org/en/news/story-empowerment-woman-disability（参照 2026-1-25）
[83] https://angola.unfpa.org/en/news/public-consultation-people-disabilities-challenges-and-innovative-solutions-people-disabilities（参照 2026-1-25）

6. 参考資料

Association for the Reintegration of People Affected by Leprosy (ARPAL), Evangelical Solidarity Association (SOLE Angola) and International Federation of Anti-Leprosy Associations (ILEP) (2020) *Stigma and Discrimination Against Persons Affected by Leprosy in Angola*

Eduardo Kapapelo (2016) "Angola" *African Disability Rights Yearbook 2016*, Volume 4, 213-230

Government of Angola (2012) *Lei de Pessoa com Deficiência*

Government of Angola (2016) *Lei das Acessibilidades*

Government of Angola (2017) *CRPD initial State Party's Report submitted by Angola*

Government of Angola (2019) *Decreto Presidencial n.º 202/19 (Regulamento da Lei da Administração Local do Estado)*

Government of Angola (2023a) *Decreto Presidencial n.º 217/23 (Plano de Inclusão e Apoio às Pessoas com Deficiência (PLANIAPED))*

Government of Angola (2023b) *Plano de Desenvolvimento Nacional 2023-2027 Impacto socioeconómico sustentável*

Government of Angola (2025) *Voluntary National Review 2025: Report on the implementation of the 2030 Agenda for Sustainable Development*. High-Level Political Forum on Sustainable Development (HLPF)

Instituto Nacional de Estatística (INE) (2025) *Resultados Definitivos do Recenseamento Geral da População e Habitação 2024*

Instituto Nacional de Estatística (INE), Ministério da Saúde (MINSA), Ministério do Planeamento (MINPLAN) e ICF (2025) *Inquérito de Indicadores Múltiplos e de Saúde em Angola, 2023–2024*. Luanda, Angola: INE

Ministério da Educação (2020) *Plano Nacional de Desenvolvimento da Educação Especial na Perspectiva Inclusiva 2021-2030*

UN Committee on the Elimination of Discrimination against Women (2019) *Concluding observations on the seventh periodic report of Angola* (CEDAW/C/AGO/CO/7)

UN Committee on the Rights of the Child (2022) *Concluding observations on the combined fifth to seventh periodic reports of Angola* (CRC/C/AGO/CO/1-2)

UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2021) *Replies of Angola to the list of issues in relation to its initial report (CRPD/C/AGO/RQ/1)*

UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2023) *Concluding observations on the initial report of Angola* (CRPD/C/AGO/CO/1)

Under the Same Sun (UTSS) and Fraternidade Albinista（FALB）(2020) *Situation of Persons with Albinism in Angola*

UNICEF (2025) *Analysing the General State Budget Angola 2025: Inclusion and Disability in the State Budget*

JICA（2025)『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取組』

＜ウェブ情報＞

Jornal de Angola (2025) “Não temos ainda um país inclusivo para pessoas com deficiência” December 3, 2025, https://www.jornaldeangola.ao/noticias/3/sociedade/653524/%E2%80%9Cn%C3%A3o-temos-ainda-um-pa%C3%ADs-inclusivo-para-pessoas-com-defici%C3%AAncia%E2%80%9D（参照 2026-1-25）

UNESCO Country Profiles “Angola” https://download.uis.unesco.org/SDG4/SDG4-Profile-Angola.pdf (参照 2026-5-27)